### 避難確保計画の点検等について

1 避難確保計画が必要な災害の種類(洪水、土砂災害、津波、高潮、内水)を、次の①②いずれかの方法で確認してください。

#### <確認の方法>

① 福岡市の総合ハザードマップ (web) や個別のハザードマップを使って確認する。 【福岡市総合ハザードマップ】

https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/bousai/c\_webmap.html

福岡市ホーム>防災情報トップ → メニュー 福岡市総合ハザードマップ



# ※博多区(博多駅周辺)の施設は、内水浸水想定区域も確認してください。

## 【博多駅周辺地区 内水浸水想定区域図(想定最大規模)】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/keikaku/hp/sinsui-soutei.html 福岡市ホーム > 市政全般 > 水道・下水道・河川 >道路・河川・下水道 >下水道 事業 > 下水道事業の紹介 > 水位周知下水道及び内水浸水想定区域の指定

→ ダウンロードはこちらから

#### <参考>

【別紙8-1】水防法第14条の2に基づく博多駅周辺地区内水浸水想定区域図(想定最大規模)

【別紙8-2】(補足資料)「博多駅周辺地区における水位周知下水道等の指定について」

【別紙8-4】(参考) 【国交省 | 事務連絡】水害リスク情報の共有について

②地域防災計画の各種想定区域内の要配慮者施設一覧の掲載有無で,災害の種類を確認する。

【福岡市地域防災計画】(資料編)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/bousaikeikaku\_2\_4\_2\_2\_3\_2\_2.html

- 2 必要な災害対策が避難確保計画に盛り込まれているか確認してください。
- 2-1 必要な災害対策が掲載された避難確保計画を作成していない場合は、次の① $\sim$ ③ のいずれかで作成してください。
  - ①既に作成している非常災害対策計画(火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画)に項目を追加する。
  - ②既に作成し、消防署へ提出している消防計画に項目を追加する。
  - ③洪水、津波、高潮、内水については、【別紙2-1】「要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)」を参考に、土砂災害については【別紙3】「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計 画作成の手引き」を参考に、作成してください。
  - ※②又は③の方法で作成する施設は、【別紙4】「要配慮者利用施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について」を参考にしてください。
  - ※③の方法で洪水、津波、高潮、内水の計画を作成する施設は、【別紙2-2】様式1~様式5を作成してください。
- 3 最新の避難確保計画を福岡市事業者指導課へ提出してください。

※平成 29 年 10 月 2 日付け保高第 957 号「水防法の改正に伴う避難確保計画の作成について(通知)」(【別紙 5】) 及び平成 29 年 10 月 2 日付け保高第 958 号「土砂災害防止法の改正に伴う避難確保計画の作成について(通知)」(【別紙 6】) にて、今回と同様に避難確保計画の作成と提出を依頼しております。

- 3-1 消防計画が避難確保計画を兼ねている施設は、各消防署へ変更届(変更後の消防計画)を提出してください。
- 4 毎年度, 避難確保計画に基づいた避難訓練計画を立て, 避難訓練を実施してください。 ※1年度に1回以上, 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施が必要です。
- 5 避難確保計画を変更した場合は、変更後の避難確保計画を速やかに事業者指導課に提出してください。